

物価の高騰対策として減免や支援金を交付します

上水道料金の基本料金などを3カ月間減免します

対象者 市と給水契約がある全ての上水道使用者（官公庁を除く）

減免の内容 10月請求分（9月使用分）～12月請求分（11月使用分）の上水道の基本料金と従量料金の第2段（10立法^元）まで減免。

※下水道使用料は減免対象外

例）口径13^{ミリ}の一般用（一般家庭）を使用している場合、最大で2,937円（上水道料金979円×3カ月）を減免。

手続き 手続きは不要です。

※下水道を使用しておらず、上水道使用量10立法

元以下の人は減免しません。納付書送付などありません。

※「上水道等使用量のお知らせ」（検針票）には、減免前の金額（通常のコ

上水道等使用料のお知らせ	
8年10月分	ご利用期間 9月7日～10月6日
係	
ご使用水量	2.0㎡
ご請求予定額	6,534円
※お客様の支払い方法は、毎月26日（両書類は翌月11日）に後払いの口座から引き落としさせていただきます。・下水道が認定水量を適用されているお客様については請求予定額の表示は出来ませんのでご了承ください。	
水検番号・世代	99999-999
用途・口径・下水有無	一般 13 有
メーター番号	111111
今月のメーター指針	72
前月のメーター指針	52
今月の使用水量	2.0㎡
(メーター取替までの使用水量㎡が含まれます)	
料金内訳	上水道料金 2,684円 下水道使用料 3,850円

問合せ 市水道局お客様センター（☎22-5497）

市上水道課経営係（☎22-2111 内線2312・2313）

井戸水や流水などを使っている人に支援金を交付します

対象者

①井戸水や流水など、市上水道以外の水だけを使用している

②世帯主または代表者

※市上水道と井戸などを併用している場合は対象外

交付額 給水装置※一つあたり3千円

※民間事業者や個人で水を供給するために設置した配水管から分岐して設けられた給水管や、これに直結する給水用具、水道メーターなど

申請期限 12月28日（月）（必着）

※令和4年度や令和7年度に個人で申請して支援金の交付を受けた人は、原則申請は不要です。現況を確認し、交付金を振り込みますので送付する書類を確認してください。

必要書類

・申請書

※市ホームページまたは市環境課（市役所2階2-9番窓口）にあります。

・本人確認ができる書類の写し

・振込先口座が確認できる書類（通帳など）の写し

・給水装置が複数ある場合は、そのことが確認できる図面など

詳しくはお問い合わせください。



▲市ホームページ



問合せ 市環境課環境衛生係（☎22-2111 内線2071）

水道メーターの検針にご協力ください

市水道局お客様センターでは、毎月水道メーターを検針しています。効率よく正確な検針ができるように次の5点にご協力ください。

①水道メーターボックスの上に物を置いたり車を止めたりしない

②犬は水道メーターや出入り口から離れた場所につなぐ

③家の増改築などで水道メーターが床下や屋内になる場合は、自己負担で検針しやすい場所に移設する

※移設工事は市指定給水装置工事業者に申し込んでください。

④メーターボックスの中には、いつもきれいにしておく

※水道メーターは利用者が管理する必要があります。

⑤敷地に入ってからメーターまでの通路をきれいにしておく

※通路に物や草木があると検針の時に人が当たって破損させたり、転倒したりする恐れがあります。

問合せ 市水道局お客様センター（☎22-5497）

公共ます設置には届け出が必要です

家屋の新築などで公共下水道を利用するために公共ますを設置するときは、市へ「公共ます設置申請書」の提出が必要です。提出から設置まで最短でも3～4カ月かかります。設置を急ぐ場合は、自己負担での設置をお願いすることがありますので、早めにご相談ください。

浄化槽設置の皆さんは法定検査を受けましょう

浄化槽管理（設置）者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検（機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給）
- ②清掃（浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄）
- ③法定検査（トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するための検査）

法定検査は県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県

浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃をしている、次の検査を受けてください。

⑦条検査（浄化槽設置後の水質検査）

対象 新たに浄化槽を設置した人

回数 浄化槽設置後3～8カ月以内に1回

対象 浄化槽を設置している人

回数 毎年1回

問合せ 市下水道課事業係



▲熊本県生活排水対策イメージキャラクター「排水くん」

管理者・連絡先不明の浄化槽はありませんか？

浄化槽管理（設置）者が変わったときは、市に「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。家族や親族の住宅の浄化槽管理者が誰になっているのかを確認し、必要に応じて管理者変更をしてください。

次のような場合は特にご注意ください。

・住んでいる人が長期不在（入院など）で市や業者と連絡が取れていない

・住んでいた人が死亡し、その後、手続きが行われていない

・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない など

管理者不明の浄化槽は周囲の環境悪化につながりますので、ご協力をお願いします。

狂犬病の予防接種は済んでいますか？

狂犬病は犬などにかまれることで起こる感染症で、発病すると治療がありません。そのため、狂犬病予防法で飼っている犬の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていて、年1回必ず接種する必要があります。

令和8年度の予防注射がまだの飼い主は、必ず令和9年3月31日(水)までに動物病院で接種してください。

飼い主や住所の変更、犬の死亡があった場合は必ず届け出てください。

問合せ 市環境課環境衛生係

屋外でのごみ焼きは禁止されています

屋外でのごみの焼却は、法律と条例で禁止されています。違反した場合、懲役や罰金などの懲罰を科されます。

禁止の例外として「災害の予防、応急対策、復旧」「農林漁業を営むためにやむを得ないもの」「日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却」などがありますが、例外は指導の対象です。洗濯物に臭いが付く、部屋が臭くなるなどの苦情が増えていますので、近所への声掛けなど近隣への配慮をお願いします。

※庭の草刈りなどで出たごみは市の指定ごみ袋で出してください（1回当たり3袋まで）。

問合せ 市環境課環境衛生係

し尿くみ取り料金が上がります

令和9年1月1日から、市が許可している業者のし尿くみ取り料金が上がります。市民の皆さんのご理解をよろしくお願いいたします。

料金 1辺当たり（税込）

熊本県耐震対策講演会

令和8年熊本地震の影響で開催を見送っていた、県主催の耐震対策講演会「木造住宅の安心づくり 地震へのそなえ」家族で考えようわが家の地震対策」が開催されます。改めて地震災害時のリスクや建築物の耐震化の必要性について理解を深めてみませんか？

期日 11月8日(日)

時間 午後1時30分～4時

場所 市保健センター2階多目的室

定員 50人（先着順）

参加費 無料

申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ 市住宅政策課建築係



▲市ホームページ